



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

商業税法改正法

(2014 年、連邦議会法律番号 16)

ビルマ暦 1375 年 12 月満月後 9 日

(2014 年 3 月 24 日)

連邦政府は、この法律を施行する。

1. この法律を商業税法改正法と呼ぶものとする。
2. この法律は、2014 年から 2015 年までの会計年度から適用されるものとする。
3. 商業税法に含まれる「管区若しくは州の内国歳入局局長又は会社関連内国歳入局局長」という表現を「連邦地域内国歳入局局長、管区若しくは州の内国歳入局局長、会社関連内国歳入局局長又は高額納税者関連内国歳入局局長」という表現に置き換える。
4. 商業税法第 3 条において、下記のとおりとする。
 - (a) 第(b)項、第(d)項、第(i)項及び第(q)項を、下記に置き換える。

「(b) 『被査定者 (Assessee) 』とは、この法律に基づき納税責任を負う者をいう。

(d) 『サービス (Service) 』とは、報酬、料金又は対価を目的としたサービスの提供をいう。

(i) 『輸入者 (Importer) 』とは、品物又はサービスを何らかの方法で外国から輸入する者をいう。

(q) 『町歳入官 (Township Revenue Officer) 』とは、被査定者により支払われるべき税を評価する任務を負う町歳入局の責任者をいう。これには、商業税法第 10 条により任務を負う幹部職員及び副幹部職員を含む。」
 - (b) 第(q)項の次に下記の第(r)項、第(s)項及び第(t)項を追加する。

「(r) 『商業』とは、商品を現金決済、信用販売、月賦販売、前払販売、商品交換システム又は注文システムにより売買することをいう。

(s) 『商業者』とは、商業を自身、代理又は何らかの方法により行う者をいう。

(t) 『連邦税法』とは、憲法に規定する条件に従って連邦政府が連邦議会に毎年提出する租税に関連する法律をいう。」
5. 商業税法第 4 条を下記に置き換える。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

「4. いかなる者も、下記を行うことにより、表に記述されるとおりに課税される。

(a)国内で商品を製造して販売すること。

(b) 商品を輸入すること。

(c)商取引をすること。

(d) サービスをすること。」

6. 商業税法第5条を、下記に置き換える。

「(a) 商品を輸入する場合には、商品を輸入する者が納税しなければならない。

(b)商品を製造し、商取引をし、輸入された商品を販売し、又はサービスを提供する場合には、製造者、商業者、輸入者又はサービス提供者は、商業税が課される前の売上高又は支払代金と共に税金を買主又はサービス受領者から收受して納付しなければならない。

(c) 連邦税法に含まれる特別商品である場合には、製造者又は輸入者が納税しなければならない。」

7. 商業税法第6条を、下記に置き換える。

「6. いずれの年度においても連邦税法により、

(a) この法律の附表に記述される条件及び税率等を改正し、追加し、又は廃止することができる。

(b) 非課税となる売上高又はサービスによる収益が規定される。」

8. 商業税法第7条の次に、下記の定義を追加する。

「説明：『慈善』とは、教育、健康並びに貧困者及び自然災害の被害者への援助等をいい、国民に対する補助も含む。」

9. 商業税法第8条を下記に置き換える。

「8.

(a) 連邦税法により下記のことが定められる。

(1)ある商品若しくはサービス又はいずれかの納税者について、課税を免除し、軽減し、又は廃止すること。

(2)新たに設立された企業又は現在営業している企業について、下記のことを行うこと。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

- (i) 新たに成立し、又は営業している企業において設置するために外国から輸入する機械、設備その他の物品について、課税を免除し、又は軽減すること。
 - (ii) 生産又はサービスの営業開始日から、連続した 36 か月間の年を限度として、課税を免除し、又は軽減すること。
- (3)国内で生産され、輸出し、販売される商品の部類について、課税を免除し、又は軽減すること。
- (b) 連邦政府は、下記について商業税を免除し、又は軽減することができる。
- (1) 国内・国外の寄付者及び国際組織から国内における社会、宗教、健康及び教育等のために寄付される商品
 - (2) 国内・国外の組織から国に援助として与えられる商品
 - (3) 我が国を発展させるための援助をしている外国又は国際組織の専門家及び技術者がミャンマー国内で居住している間に使用するため輸入される商品
 - (4) 相互主義 (Reciprocal Basis)により、外交のため使用される商品」
10. 商業税法第 15 条第(c)項の次に第(d)項を下記のとおり追加する。
- 「(d) 毎月固定した比率で税金を納付する者」
11. 商業税法第 15 条の後に第 15 条第(a)項を下記のとおり追加する。
- 「15
- (a) いかなる者も、ミャンマーから離れる場合には、この法律により納税証明書を所定の条件に従って受領しなければならない。
- ただし、この場合において連邦政府財税務省は、命令書を告示して、例外とすることができる。」
12. 商業税法第 19 条第(b)項を下記に置き換える。
- 「(b) 被査定者は、自らに関する何らかの命令について不服である場合には、規定に従って上訴することができる。被査定者は、町歳入官に決定された命令である場合には、租税請求書又は自らが不服とする命令を受領した日から 30 日以内に上訴状を提出しなければならない。連邦地域内国歳入局局長、管区若しくは州の内国歳入局局長、会社関連内国歳入局局長又は高額納税者関連内国歳入局局長に決定された命令に不服である場合には、上訴する被査定者又は町歳入官は、この不満とする命令を受領した日から 60 日以内に上訴状を提出しなければならない。期間を計算するにあたり、下記の期間は除外しなければならない。

本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

(i) 上訴を望む命令の写しを入手するために必要な期間

(ii) 税を全額支払うことなく上訴する許可の取得を求める期間」

13. 商業税法第 19 条の後に、第 19 条 A 第(a)項を下記のとおり追加する。

「19A

(a) 歳入上訴法廷の決定に起因して、法律に関して解決を要する何らかの疑義が生じた場合には、被査定者、連邦地域内国歳入局局長、管区若しくは州の内国歳入局局長、会社関連内国歳入局局長又は高額納税者関連内国歳入局局長は、連邦最高裁判所に付託して判決を受けるため、歳入上訴法廷の決定を受領した日から 60 日以内に申し立てることができる。

(b) 第(a)項による訴えを歳入上訴法廷が拒否した場合には、拒否された者は、拒否決定を受領した日から 60 日以内に連邦最高裁判所に申し立てることができる。」

14. 商業税法第 21 条を下記に置き換える。

「21. いかなる者も十分な理由なくして次に述べるいずれかの違反をした場合には、町歳入官は、各違反に対して、下記で規定する率により罰金を科する。罰金の支払いにあたり、第(f)項に含まれる罰金については、会計年度末まで待つ必要はなく、特別に徴収しなければならない。

(a) 登録又は営業開始通知書の提出について違反したときは、未払税金の 10%

(b) 指定された期間内に毎月における税金を納付しないとき、又は 3 か月に 1 回納税報告書の提出をせず、若しくは年度納税報告書の提出をしないときは、各違反に対して未払税金の 10%

(c) 年度納税報告書における未払税金を納付しないでこれを怠り、又は査定に関する調査のための立会要請通知を守らずにこれを怠ったときは、各違反に対して未払税金の 10%

(d) 納税につき規定され、又は延長された期間内に納付しないでこれを怠ったときは、未払税金の 10%

(e) 商業税の規定により定められた領収書又は金銭受領に係る証拠の保管を怠ったときは、未払税金の 10%

(f) 領収書又は金銭受領に係る証拠を保管しているけれども、買主又はサービス受領者に対する発行を怠ったことを町歳入官に発見されたときは、当該懈怠について、領収書又は金銭受領に係る証拠の価格を基礎として未払税金の 100%」

15. 商業税法第 27 条を下記に置き換える。



本資料の著作権は出典が明記されているものを除き、原則、弁護士法人キャスト及びキャストコンサルティング株式会社に帰属します。いかなる目的であれ、本資料の一部または全部について、無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

「27. いずれの年度においても、いずれかの商品又はサービスについて、売上高又は手数料に外貨が含まれる場合には、連邦税法により、税率を規定することができる。」

16. 商業税法第 30 条にある「生産者、サービス提供者若しくは輸入者」という表現を「生産者、商業者、サービス提供者若しくは輸入者」という表現に置き換える。

17. 商業税法第 30 条の後に、第 31 条、第 32 条及び第 33 条を下記のとおり追加する。

「31 輸入において徴収される金銭を除き、管区若しくは州ごとにチャットにより商業税として徴収される金銭について、連邦政府は、管区又は州ごとに所定の率で関連する管区又は州の財務基金への納入を認める。

32 商品を製造し、商取引をし、輸入された商品を販売し、又はサービスを提供する場合には、製造者、商業者、輸入者又はサービス提供者は、商業税が課される前の売上高又は手数料と共に税金を買主又はサービス受領者から収受し、領収書又は金銭受領に係る証拠の発行を規定に従って行わなければならない。

なお、特別商品を製造販売する場合にも、領収書又は金銭受領に係る証拠の発行を規定に従って行う。

33 特別商品を製造販売し、及び外国から輸入することに関し、納税証明印を押捺して販売するよう規則で規定することができる。」

ミャンマー連邦共和国の憲法に基づき、私は、ここに署名する。

Sd/ティン・セイン

大統領

ミャンマー連邦共和国